

○ 現在の財投機関債購入の考え方

- リスクウェイトが10%以下であること
- 購入時の格付けが地方債もしくは地方公共団体金融機構債と同等であること
- **債券の残存期間が5年以下のもの**
- 原則として、個別法で一般担保条項が付与されていること

○ 購入可能な地方債等（20年債）の発行状況

※1地方債協会HPより
 ※2地方公共団体金融機構HPより

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方債※1	5,900億円	5,520億円	4,110億円	3,410億円	3,160億円
JFM債※2	1,900億円	1,250億円	1,300億円	1,400億円	1,080億円

○ 他団体の状況

- 金利上昇局面で債券運用を開始・再開する自治体が増え、地方債（20年）の買い手が増加
- 財政投融资制度に基づき発行される財投機関債について、本府のように年限で運用可否を区別している団体は少ない

○ 今後の方針（令和8年度以降）

- 地方債、JFM債ともに20年債の発行額が減少しており、今後、運用の機会を逸することがないよう、財投機関債の購入年限を「**債券の残存期間が5年以下のもの**」から「**債券の残存期間が20年以下のもの**」に変更

＜考え方＞

財投機関債については、

- ・日本国政府と密接な関係があること
- ・財投機関にデフォルトの実績がないこと
- ・個別法で一般担保条項が付与されているなど制度的なフォローがあること